（庶務課）
第十二条　［略］
（畜産課）
第十三条　［略］
（農産課）
第十四条　［略］
第三章　京都事務所
（位置）
第十五条　［略］
（所長及び次長）
第十六条　［略］
（分課）
第十七条　［略］
（庶務課）
第十八条　［略］
（管理課）
第十九条　［略］
（工務課）
第二十条　［略］
（林園課）
第二十一条　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、平成三十年四月一日から施行する。

○内閣府令第十三号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八章第一節の規定及び公正取引委員会事務総局組織令（昭和二十七年政令第三百七十三号）を実施するため、公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三

平成三十年三月三十日

公正取引委員会事務総局組織規則の一部を改正する内閣府令

第一条の見出し中「並びに企画官及び監査官」を「及び企画官」に改め、同条第一項中「並びに企画官及び監査官それぞれ」を「及び企画官」に改め、同条第五項を削る。

第二条の二第一項中「一人」を「二人」に改める。

附　則

この府令は、平成三十年四月一日から施行する。

○内閣府令第十四号

警察法（昭和二十九年法律第百六十二号）及び警察庁組織令（昭和二十九年政令第百八十号）を実施するため、警察法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

内閣総理大臣　安倍　晋三

平成三十年三月三十日

（庶務課）
第十一条　［同上］
（畜産課）
第十二条　［同上］
（農産課）
第十三条　［同上］
第三章　京都事務所
（位置）
第十四条　［同上］
（所長及び次長）
第十五条　［同上］
（分課）
第十六条　［同上］
（庶務課）
第十七条　［同上］
（管理課）
第十八条　［同上］
（工務課）
第十九条　［同上］
（林園課）
第二十条　［同上］

警察法施行規則の一部を改正する内閣府令

警察法施行規則（昭和二十九年総理府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する複数の規定を記号により一括して標記した箇所を含む。）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
目次	目次
第一章　［略］	第一章　［同上］
第二章　警察庁の組織	第二章　警察庁の組織
第一節　内部部局	第一節　内部部局
第一款　［略］	第一款　［同上］
第二款　［略］	第二款　［同上］
第三款　刑事局（第二十二条―第三十六条）	第三款　刑事局（第二十二条―第三十五条）
第四款　交通局（第三十七条―第四十三条）	第四款　交通局（第三十六条―第四十一条）
第五款　警備局（第四十四条―第五十六条）	第五款　警備局（第四十二条―第五十三条）
第六款　情報通信局（第五十七条―第六十一条）	第六款　情報通信局（第五十四条―第五十八条）
第七款　警察庁顧問（第六十二条）	第七款　警察庁顧問（第五十九条）
第二節　附属機関	第二節　附属機関
第一款　警察大学校（第六十三条―第八十九条）	第一款　警察大学校（第六十条―第八十六条）
第二款　科学警察研究所（第九十条―第百十条）	第二款　科学警察研究所（第八十七条―第百七条）
第三款　皇宮警察本部（第百十一条―第百三十条）	第三款　皇宮警察本部（第百八条―第百二十七条）
第三節　地方機関	第三節　地方機関
第一款　管区警察局（第百三十一条―第百五十七条）	第一款　管区警察局（第百二十八条―第百五十四条）
第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部（第百五十八条―第百六十七条）	第二款　東京都警察情報通信部及び北海道警察情報通信部（第百五十五条―第百六十四条）
第三章　地方警務官の階級別定員（第百六十八条）	第三章　地方警務官の階級別定員（第百六十五条）
附則	附則